

令和 2 年 12 月 8 日

始良市教育委員会 教育長 小倉 寛恒 殿

始良市行政不服審査会
会長 山本 敬生

答 申 書

令和 2 年 9 月 30 日付け始教保第 701 号により諮問のあった件について、下記のとおり答申します。

記

第 1 審査会の結論

始良市教育委員会教育長（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった公文書について不存在として開示しなかった決定は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経緯

1 開示請求の内容

審査請求人は、始良市情報公開条例（平成 22 年始良市条例第 17 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定により実施機関に対し、令和 2 年 4 月 7 日に次の公文書（以下「本件請求文書」という。）について開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

- ① 蒲生弓道場管理に関する全ての資料
（指定管理者及び始良市役所保管の全ての資料）
- ② 蒲生弓道場指定管理者名簿・利用者名簿
- ③ 蒲生弓道場事業報告書・協議書・代表役員の誓約書
- ④ 指定管理者委託料（全指定管理者管理施設）
- ⑤ 指定管理者制度に関する指針（第 1 回第 2 回分）
- ⑥ 公の施設の使用料に関する基本方針
- ⑦ 始良市役所保健体育課長の採用時の誓約書

2 実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求について、条例第 7 条第 2 号に該当及び公文書不存在を理由に一部開示の決定（以下「本件開示請求に係る決定」という。）を行い、令和 2 年 4 月 21 日付け始教保第 115 号で審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、令和 2 年 7 月 27 日に本件開示請求に係る決定（以下「本件処分」という。）及び、公の施設の利用者に対する利用料金の不当な差別についてこれを不服として、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号。以下「行審法」という。）第 4 条の規定により、実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

実施機関は令和 2 年 9 月 30 日付け始教保第 701 号で条例第 19 条の規定により、始良市行政不服審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件処分に係る審査請求について、諮問を行った。

第3 審査請求人の主張趣旨

1 審査請求の趣旨

始良市役所保健体育課長の採用時の誓約書の公文書不存在の裁定は、始良市サービス規定により保存が義務付けられており、存在しているはずである。

また、始良市弓道場（始良弓道場・加治木弓道場・蒲生弓道場）の管理については、条例・通達等により管理方法が指示されているところであるが、条例通達を無視した管理が行われ、指定管理者が管理施設を私物化し市民に不平等な取り扱いをしている。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書で主張している内容は、おおむね次のとおりである。

- ① 保健体育課長の採用時の誓約書公文書が不存在なのは、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条に違反している。
- ② 始良・蒲生の各弓道場は施設の状況及び敷地面積はほぼ同一であるが委託料に差がある。また、入札にかけることなく委託を行っている。
- ③ 弓道場の使用料について、始良市弓道場の設置及び管理に関する条例（平成22年条例第220号）及び始良市公の施設の使用料に関する基本方針等において定められているが、これを無視した料金制度を設けて徴収している。
- ④ 蒲生弓道場において、長年蒲生中学校に対して使用料減免申請書を提出させることなく専用使用させている。

第4 実施機関の主張趣旨

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

- ① 保健体育課長の採用時の宣誓書については、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第31条の規定に基づき、始良市職員のサービスの宣誓に関する条例（平成22年始良市条例第31号）の規定により行うものである。始良市における公文書の管理については、始良市文書取扱規程（平成24年始良市訓令第20号）において定められており、保存年限は第43条の規定に基づき定められている。宣誓書は「第6種 3年保存する文書（4）職務のサービスに関する文書」と解釈しているため、開示請求があった職員が入庁してからは、保存年限を過ぎており文書不存在となる。
- ② 審査請求人の主張のうち、公の施設の利用者に対する不当な差別の件は、蒲生弓道場については社会体育施設の管理運営の在り方、利用料金の徴収の在り方についてのものであり、行政庁の処分が行われたものではなく、行政不服審査法に基づく審査請求には当たらない。

第5 当審査会における審査

1 審査の経過

本件審査請求に関する当審査会の審査経過は、以下の通りである。

| 年月日 | 審査経過の内容 |
|-----------|---|
| 令和2年10月1日 | 実施機関から諮問を受ける 実施機関から弁明書を受領 |
| 令和2年10月7日 | 令和2年度第1回審査会 各委員に審査請求書、諮問書、弁明書を配付。意見の集約 |

| | |
|------------|--------------------------------|
| 令和2年10月9日 | 審査請求人に弁明書を送付。併せて、反論書の提出について通知。 |
| 令和2年11月26日 | 令和2年度第2回審査会 本件処分の判断、答申書の確定 |

2 当審査会の本件処分にかかる判断及び判断理由

当審査会は、実施機関及び審査請求人の主張を検討した結果、以下のよう
に判断する。

(1) 保健体育課長の宣誓書について

宣誓書は、新たに職員となったものが職員のサービスの宣誓に関する条例に
規定された文言を記入署名したものである。

宣誓書については、文書取扱規程に定められた職員のサービスに関する文書
に該当するものであり、3年保存が定められている。対象となった保健体育
課長は旧蒲生町に昭和60年に入庁しており、入庁して35年が経過している。
したがって、3年の保存期間が過ぎた文書について、文書が不存在とする実
施機関の弁明は妥当である。

(2) 公の施設の利用者に対する不当な差別について

処分を受けた者が処分をした行政庁に当該処分の取消しを請求するとい
ったように、行政上の公権力の行使又は不行使に不服がある者が行政庁にそ
の再審査等を求める行為が、行政上の不服申立てとされており、行審法に基
づく不服申立ては、行政庁の「処分」及び法令に基づく申請に対する不作為
が対象となる（行審法2・3条）

当審査会は行審法に基づき設置されており、請求人の主張する公の施設の
利用者に対する不当な差別については、処分性がないことから本審査会で審
議は行わない。

以上を総合して判断すれば、請求人の請求には理由がなく、よって冒頭の第1
「審査会の結論」に達した。

3 付記

公の施設の利用者に対する不当な差別については、当審査会の本件処分にか
かる判断及び判断理由でも述べたように、当審査会で審議を行うものでは
ないが、審査請求人は事務監査請求や住民監査請求など別の手法を用いた請
求を行うことで、疑義の解決につながる可能性がある。

また、実施機関においては施設の管理運営について、指定管理者と連携し責
任をもった対応を実施すべきであり、このような疑義が生じないよう、公正公
平な管理運営を望む。

以 上

(答申に関与した委員の氏名)

山本 敬生
鎌田 一典
田中 昌之
新倉 哲朗